

## 教育厚生委員会会議録

日時 平成22年12月9日(木) 開会時間 午前10時05分  
閉会時間 午後3時33分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 山下 政樹  
副委員長 白壁 賢一  
委員 中村 正則 武川 勉 保延 実 仁ノ平 尚子  
望月 勝 木村 富貴子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部長 古屋 博敏 福祉保健部次長 三枝 幹男  
福祉保健部次長 河野 義彦 福祉保健部技監 水谷 均  
福祉保健総務課長 篠原 道雄 監査指導室長 遠藤 晋 長寿社会課長 桐原 篤  
国保援護課長 中澤 卓夫 児童家庭課長 横森 梨枝子 障害福祉課長 鈴木 治喜  
医務課長 吉原 美幸 衛生薬務課長 山本 裕位 健康増進課長 大澤 英司

教育委員長 渡邊 努 教育長 松土 清 教育次長 佐藤 安紀  
次長 八木 正敏 総務課長 広瀬 正三 福利給与課長 古屋 成和  
学校施設課長 望月 和俊 義務教育課長 堀之内 睦男 高校教育課長 奥田 正直  
新しい学校づくり推進室長 秋山 孝 社会教育課長 上笹 純夫  
新図書館建設室長 篠原 昭彦 スポーツ健康課長 相原 繁博  
学術文化財課長 一瀬 文昭

議題 第94号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

第102号 指定管理者の指定の件

第103号 指定管理者の指定の件

第104号 指定管理者の指定の件

第105号 指定管理者の指定の件

第106号 指定管理者の指定の件

請願第19-17号 原爆症認定制度の抜本的改善を求めることについて

請願第20-7号 後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて

請願第20-12号 介護保険制度の改善を求めることについて

請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の3

請願第22-7号 介護保険制度の改善を求めることについて

請願第22-8号 小中学校で少人数学級を拡大することを求めることについて

請願第22-9号 教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求めることについて

- 審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願については、いずれも継続審査すべきものと決定した。
- 審査の概要 午前10時5分から午前11時9分まで福祉保健部関係の審査を行い、休憩をはさみ午後1時4分から午後3時33分まで教育委員会関係（午後2時43分から午後3時4分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。
- 主な質疑等 福祉保健部関係
- ※第94号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの  
(介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金)
- 保延委員 社会福祉費のグループホームの消防施設の整備に対する助成についてですが、これ、補助率が10分の10とありますけど、現実にはこれは施設によって大小もあるし、建物の構造とか、設備費が施設によって変わってくると思いますが、そういった場合でも、全部10分の10の補助をしていくことになるわけですか。
- 桐原長寿社会課長 10分の10と補助率が書いてございますが、この補助制度につきましては、スプリンクラーは面積割りといいですか、1平方メートル当たり9,000円、それから自動火災報知設備については一式1施設100万円、消防への火災通報設備については1施設30万円ということでございます。書き方が不正確な部分があるかと思うんですが、その額が上限になった定額制ということでございます。  
昨年の別の施設の整備実績などを見ますと、委員御指摘のとおり、施設の構造ですとか、その接続する公共水道の水圧等によって事業費の増嵩がございますが、多くのところでは、かなりの持ち出し分が少なくやっている状況にはございますが、逆にそういう条件が整えた程度の持ち出しをしていただく実態もございます。以上でございます。
- 保延委員 ですから、やっぱりその施設によってですね、100%補助ができる施設とできない施設があるわけですね。そういった場合に足りない分は各施設で負担をしていかなきゃならないという意味ですか。
- 桐原長寿社会課長 御指摘のとおりでございます。
- 保延委員 そうなると、やっぱり補助率が10分の10という書き方はちょっとおかしいと思いますよ。10分の10ということになれば、だれが見ても全額を県で負担することになりますので、これはちょっと記載の仕方がおかしいんじゃないですか。
- 桐原長寿社会課長 御指摘のとおりでございます。先ほど申し上げたように定額制ということで、その部分について定額制の10分の10を見るということですが、持ち出し分があるということについて誤解があるというのは御指摘のとおりでございます。申しわけございません。



つまり30万のみという施設もございます。合わせまして19施設で5,353万8,000円でございます。以上でございます。

白壁副委員長 　　ちょっとよくわからないんですけど、これ、重複していいということですか。

桐原長寿社会課長 　　ちょっと複雑なんですけれども、以前、別の施設で特別養護老人ホーム等に対する消防施設の補助金がございました。それも平米9,000円ということでございまして、その中で今回のように火災通報装置等々を一緒に整備するものも補助対象がございましたが、今回は経済対策の中であえてその2つのものを外出しして、つまり、限度額が実質的には上がったということになると思いますけれども、そのような仕組みになりまして、委員の質問では、別に計上できると言うか、合わせて計上できるかと言うことですが、スプリンクラーも対象にできるし、自動火災報知設備もなるし、消防機関への火災通報装置もなるということでございます。以上でございます。

白壁副委員長 　　これ、消防法で275平米以上については義務化であり、275平米以下については、今、現状としては義務化ではない。ということは、その275平米の施設に対する補助としてこういうものが設けられた。となってくると、義務化でなければやらないところも出てきて、平米9,000円では幾らになるんですかね。3.3の1割カットだから、坪当たり2万六、七千円、100坪が二百六、七十万。というと、100坪でグループホームと言うと、そんなに大きいものはないかもしれないけど、多分足りないですね。そうすると、できないところも出てくるとなると本末転倒かなと思いますけど、でも、施設的には今現状あるところが12カ所、これは実施するというところで確約を取ってあるということですか。

桐原長寿社会課長 　　今ある275平米以上のものが12、それから、本来、法律の対象にはなりませんけれども、今回、助成制度ができました275平米より低いものすべてについて調査をいたしまして、すべてのところがやっていただけるということで、この額が計上してございます。以上でございます。

討論 　　なし

採決 　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第19-17号 　　原爆症認定制度の抜本的改善を求めることについて

意見 　　（「継続審査」の声あり）

討論 　　なし

採決 　　全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第20-7号 　　後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて

意見 　　（「継続審査」の声あり）

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第20-12号 介護保険制度の改善を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第22-7号 介護保険制度の改善を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(児童の虐待について)

望月委員 所管事項で1点お聞きしたいのですが、最近、子どもの虐待について非常に世の中でも問題視されているのですが、なかなか、この虐待は対策をしても増加する傾向であるということで、最近、大阪でも2人の子どもを放置しながら、若いお母さんが遊びに行ってしまう、食事も与えないで家の中で餓死してしまうとか、また、家の中に子どもたちを置いたまま、親が買い物に行ってしまう、火災に遭うとか、そういう状況が非常に多くなっているんですけど、山梨県の状況の中で本県の虐待件数の現状をちょっとお聞きしたいのですが。

横森児童家庭課長 21年度の全国での虐待の相談件数は新聞等でも御承知だと思いますが、4万4,211件でございます。本県では児童相談所で受け付けた分が404件、それから市町村の窓口で受け付けたものが258件、合わせて662件となっております。

望月委員 今、全国それから本県の状況を聞いたんですけど、こうして一時保護される状況の中で親御さん等の家族的な問題もありますが、県内で一時保護される児童、今、現状でどのぐらい、こういう施設に保護される方がいるのか、ちょっとお聞きします。

横森児童家庭課長 本県で昨年度、一時保護された児童は実人員で172名でございます。

望月委員 当然、そういう施設に保護される子どもさん、また、そのほかにまだ施設に保護されていない、世の中にそうした問題が出てこない状況もかなりあると思うんですけど、そこらの県内の状況を教えていただきたいんですが。

横森児童家庭課長 一時保護をいたしまして親元へ帰せない子どもさんは、児童養護施設ですとか、あるいは里親さん、それから最近出てきておりますファミリーホームというところにお預けするようなことになっております。  
12月現在で、里親さんにお預けしている数が68名、ファミリーホームに6名、児童養護施設に222名、それから乳児院に23名ということで合計319名の子どもさんが養育されています。

望月委員 そういう実態を聞きまして、非常に里親制度というものが、ボランティア的な活動の中で今、盛んになっているようで、うちの近くでもそうした方がおり、非常にありがたい状況ですけど、この里親の方に対して、県としてはどのような補助支援をしているのか、ちょっと聞きたいんですが。

横森児童家庭課長 里親さんにつきましては、現在、107家庭ございます。養育里親と専門里親に分かれて、手当が出ることになっておりまして、養育里親の場合には里子さん1人当たり7万2,000円、2人目以降につきましては3万6,000円でございます。それから専門里親さんの場合には、里子さん1人当たり月額12万3,000円、2人目以降は8万7,000円となっております。

望月委員 今、そうした里親に対して、自分もなりたいたいと本人が申し込んでくる状況もあると思うんですけど、そこらの現状はどうでしょうか。

横森児童家庭課長 県でも一時保護される子どもさんは年々ふえております。里親さんにつきましても、国も里親の委託率をふやしましょうということで、ちょっと数字が古いのですが、平成20年度に全国平均で里親の委託率が10.4%、山梨県の場合にはその当時23.1%でございます。  
山梨県の里親委託率は全国に比べますと非常に高いわけなんですけど、それでもまだ23%ですので、私どものほうでは子育てプランの後期計画で平成26年度までに26%にしましょうという数値目標を立てています。そこで県の広報ですとか、それから「里親になりませんか」というリーフレットをつくり、里親さんの内容について周知を図っております。

望月委員 今、そうした県内情勢を聞きまして、ありがたい里親さんの申請もあるわけですが、子どもさんをこういう施設で預かって、一応、そういう虐待から逃れていく。その中でまた家庭へ戻してやって、家庭の温かい雰囲気の中で成長していくことが一番望ましいわけですが、国や県では、子どもを家庭へ再度帰すとき、虐待する親に対してどういう指導やケアをしているのか。子どもを帰してやっても、そうした親の指導ができておらず、また、子どもが虐待に遭うという状況を現実として新聞等で見ており、最後にはとうとう命をなくしてしまうということもある。  
そうした中で虐待する親に対しての県の指導というか、ケアをどうしていくのかお聞きしたいと思います。

横森児童家庭課長 まず、虐待をしたということを親御さんが認めるということが一番大事なことで、今、一時保護をされている子どもさんの場合、なかなか親御さんは自分が虐待をしている意識がないということがあります。ですので、児童相談所では親御さんと何回も会いまして、今までしてきたことは虐待に当たるんですよということを御理解いただき、それを認めていただいた場合、親御さんがまた虐待をしないよう、家庭に引き取る意思があるかどうか、それから家に帰ったときに軸になる養育者がいるかどうかとか、いろいろと調査や話し合いをしまして、親子再統合プログラムと言いますが、そのプログラムに沿って、御家庭に順を追って戻すようなことをやります。

一遍に戻してしまうと、ちょっと不安なところがあるという場合には、都留児童相談所と甲陽学園にそういう訓練をするお部屋がありますので、そちらを利用して練習をしていただき、徐々に家庭に戻していくことも力を入れております。

望月委員 今、そういうことで再度、家庭へ帰してやる、それで虐待する親がそうした意識改革というものを行うと。

私は報道などを見ていると、「いや、私はそんなひどいことではなくて、これは子どもに対する一つの教育でやっている」と言う親もいて、そこらの判断基準が非常に難しいと思うんですよね。

相談所に呼んで、親にもそういった教育をするという話もありましたが、地域には民生委員の方たちもいるんですが、児童相談所など県との連携をどのようにしてとっているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

横森児童家庭課長 児童虐待につきましては、各市町村に市町村要保護児童対策地域協議会を設置しております。山梨県の場合には全市町村にその協議会が設置してございまして、その中で実際に虐待があると思われる御家庭につきましても、地域の児童福祉、保健医療、教育、警察、保育所等の関係者の皆様が集まって個別のケースについて検討しながら、地域でもフォローをして再度虐待が起きないように援助をしながら、地域で育てていただくということをその協議会の中で行っております。

望月委員 私も地域の民生委員さんから、そのような問題があると聞いて心配をしたわけですけど、民生委員さんとか児童相談所の相談員の方が言うことには、個人情報に関係もあって、親がそれ以上のことは言えないと口を閉ざしてしまうと、民生委員とか相談員の方はそれ以上入っていけない。それ以上やる場合には何か一つ法的なものにかかわる状況があれば、警察とか、そうした機関の方にも動向を知らせてやるとか、必要な対応をしなければならないというわけですが、こうした現状について県や国ではどのような対応をしているのかお聞きしたいのですが。

横森児童家庭課長 県でも要保護児童対策地域協議会が圏域ごとにございまして、それから各市町村の地域協議会には児童相談所のケースワーカーなどが協議会のメンバーに加わりまして、いろいろなアドバイスをしております。

望月委員 今、説明のありました、そういう協議会のメンバーに、警察官の方とか、そうした法的に関与できるような方を委員に入れてもらってやっていければ、個人情報の中でも、かなり深く虐待を減少させることに大きく寄与できると、相談員や民生委員の方も言うておりましたので、ぜひお願いをしたい。

もう1つ、せっかく子どもを施設で、あるいは里親さんたちがケアをして家庭へ帰したあと、再び問題が発生することがないように家庭訪問と言うんですか、そういうものを綿密に細かくやってもらいたい。恐らく、それが子どもたちを守る最後のとりでになるのではないかと思いますし、また、虐待する親に対しても目を光らせるといったこともあり、ケアを進めていく上で大きな問題でありますので、そこらをぜひよろしく願いいたします。以上で終わります。

仁ノ平委員

今、御答弁の中にファミリーホームという言葉が出てきたんですが、先日、久しぶりに知人宅のそばに行ったものですから、お訪ねしたところ、突然知人宅にファミリーホームというかわいい看板が掲げられていて、「これ、何」と知人に聞いたところ、「里子を何人も預かっているんだ」と言うんですね。それで、「県の勧めで最近始めたんだよ」との答えで、私がそのことを知らなかったものですから、ちょっと不明を恥じていて、時間がなかったのでそれ以上彼女に聞くことはなかったのですが。そこで今、話題にも出たファミリーホーム、これはどういうものなんでしょう。

横森児童家庭課長

ファミリーホームは21年の4月からできた新しい制度でございますが、普通、里親さんは子どもさんを、御兄弟とかもありますけど、大体1人とか2人で預かるわけですが、それよりもうちょっと多い人数ということで、大体5、6名ぐらいまでを定員としてお預かりするようなことです。

ファミリーホームをされる方は、資格と言いますか、里親さんとして2人以上子どもさんを預かって2年以上の経験があるとか、児童福祉施設に3年以上勤務された方という条件がございます。ファミリーホームを行うためには養育者1人、補助者2人ということで最低3名の人で運営していただく決まりがございます。

仁ノ平委員

財政的にはどのような支援が行われているのかお聞かせください。

横森児童家庭課長

ファミリーホームには、子どもさん1人に対して一般生活費が子どもさんに対して支給されます。それが乳児ですと、ちょっと細かいのですが、5万4,730円、それから乳児以外の場合には4万7,430円がその子どもさんに対して支給されます。そのほかに修学旅行に行ったりとか、塾に行ったりとか、いろいろなものがあり、そういうものはまた別にあるのですが、ファミリーホームを運営していくためということで事務費がございまして、事務費は1人につきまして、甲府市ですと15万1,520円、甲府市以外の県内ですと14万7,580円という単価で事務費がお手元に行くような形になっております。

仁ノ平委員

ちょっと2つお聞きしたいのですが、その事務費の15万というのは月額という理解でいいのかということと、今の財政的なことは国2分の1、県2分の1という理解でよろしいでしょうか。

横森児童家庭課長

月額ということです。事務費につきましても国2分の1、それから県が2分の1の負担でございます。

仁ノ平委員

それで県内には今、ファミリーホームは幾つあるんでしょう。

横森児童家庭課長 現在、3事業所ございまして、6名の子どもさんをお預かりいただいております。

仁ノ平委員 今、事業所という言葉をお使いになったんですが、それはどのような意味合いか教えてください。

横森児童家庭課長 ファミリーホームというのは通称でございまして、小規模住居型養育事業という名前の補助事業でございまして。どちらかといいますと、里親さんは、もう既に御家庭があって、そこに家庭に合ったような子どもさんをお預かりするという体制なんですけれども、こちらは事業所ということですので、児童養護施設とか、そんなに人数を多くお預かりするというのではないのですが、一応事業者として、小さな家庭的な雰囲気子どもさんを養育していただくということで事業者という名前と呼ばせていただいております。

仁ノ平委員 ということは、里親の場合、マッチングにしても、ちょっとわがままと言ったらいけないけど、こういう子がいいなという希望が随分出せると思うんですが、事業所となって月1人15万、事務費も来るということだから、ちょっとそれとはニュアンスが違って、仕事のような形に一步入るのかなというニュアンスを受けるのですが、そういう理解でよろしいですか。

横森児童家庭課長 より積極的に子どもさんを受け入れていただくということでは、そう言えるかと思えますけれども、ただ、定員が5人から6人ということで、一緒に入って一緒に出られるということもないですので、今現在入っていらっしゃる子どもさんとの相性とかは当然考えながら、また、児童相談所でもその辺のマッチングを考えながら、入所児童につきましては決定させていただくというようなことがございます。

仁ノ平委員 ちょっとこれらのことをまとめて教えていただきたいんですが、全国的な広がりはどうぐらいのものなのかということや、国が進めている制度のように聞こえてくるんですが、国としての、全国にこれぐらいという目的はあるのか、県の目的はどうなのか、そのあたりのことをまとめてお話しいただけますか。

横森児童家庭課長 全国の状況ですが、22年の3月現在で事業所数は49事業所で、定員289名のところ、委託されている児童数は219名となっております。

実は、この49事業所の中に山梨県の3事業所は入っておりません。山梨県の3事業所は、2つの事業所がことしの4月1日からファミリーホームを始めていただきました。その2つを始めていただいた方々は、前身が里親さんの方でございまして。11月1日から1事業所がふえまして、そちらの方は純粋にといいますか、ファミリーホームとして当初から始められた方でございます。

国では子育てビジョンで目標数を掲げておりまして、平成26年度までに全国で140カ所という目標を一応掲げておりますので、山梨県でも3施設ということを考えますと、もしかしたら、それは26年にならなくても目標が達成できているのかもしれないですけども、まだ、その辺の数字ははっきりとしたものは出てきておりません。

残念ながら、虐待等もふえておりますし、保護されて実父母のもとで養育されることが難しい子どもさんも多くなってきておりますので、県といたし

ましては、里親さんもですが、ファミリーホームについても、数につきましては積極的にやっていただける方があれば進めていきたいと考えております。

仁ノ平委員

実は、この制度はとてもよい試みだなと思っています。いい悪いは別にして、いわゆる措置児童、社会的養育が必要な子どもは、今後、減ることはないということを感じていますので、そうした中でよい試みだなと思っています。子どもにとっても、里親と1人という直接の関係よりも複数の子どもたちと一緒にのほがいやされることがあるのかなと、そんな意味でとてもよい試みだと思いますので、今後ともPRとか、県の方の支援をぜひ強力にお願いしたいということでこの項目は終わりにしたいと思います。  
(がん対策の推進について)

次の質問にまいります。がん条例の可能性ということで少しお話をさせていただきたいのですが、近年、がんの対策を推進しようという条例が全国でかなり広がっている状況のように見えるのですが、その辺の状況を御説明いただけますか。

大澤健康増進課長

平成22年11月現在で10県が制定済みとなっていて、平成18年に島根県が全国初のがん対策推進条例を制定し、その後、高知県、新潟県、神奈川県などで制定され、合計10県が制定をされています。そのうち9県が議員提案でありまして、徳島県が行政側の提案となっています。

仁ノ平委員

制定されたところは、今、お話しいただいたところですが、がん条例に向けた動きという点では制定されないところでも制定の動きが広がっているように聞いていますが、いかがですか。

大澤健康増進課長

例えば京都府等におきまして検討の状況があると聞いています。

仁ノ平委員

京都府がそういう動きがあるということですが、ほかの県でも、主に患者団体が主体となって、制定の動きが広まっているように私はとらえています。そこでですね、まずこの動きをどう思われるかということをお聞かせください。

大澤健康増進課長

がんにつきましては、死因の第1位ということで重要な健康課題となっています。現在、がん対策基本法に基づきまして、本県では平成20年度からがん対策推進計画を策定し、がん対策を積極的に推進しているところでございます。この計画期間は平成24年度までの5カ年計画となっており、計画を着実に実行していくために、平成21年度にアクションプランを策定し、目標達成のために取り組んでいます。

条例の意義、目的でございますが、計画推進という行政側の取り組みと並行して、がん対策を県民がみずからの健康課題として受けとめ、総合的に推進することにより、さまざまな観点から見て有効であるというように考えています。

仁ノ平委員

先ほどの御答弁の中にもあったのですが、制定しているほとんどの県では提案主体と言ったらいいんですかね、または、発議と言ったらいいんですかね、県議会側であるのですが、唯一、徳島県のように行政側の提案により条例を制定したところもございます。条例制定に向けて県側の意欲はあるのか

否かお聞かせください。

大澤健康増進課長 がん対策につきましては、非常に重要な健康課題の一つでございます。今後、条例制定に向けました各種方面の機運が高まりましたら、本県といたしましても、条例制定の必要性等について検討を重ねていきたいと考えております。

仁ノ平委員 私は、議会発議のがん条例がいいなと思っているんですが、そうは言っても、改選期を迎えますし、来期の議員さんたちの判断にもよると思うんですが、両方で競い合って、行政側と県議会側で競い合っているものをつくるのがいいかなと思っています。きょう、随分課長の方が意欲を示されたので、うれしく御答弁を聞いていたんですが、部長、そういうことでよろしいでしょうか。

古屋福祉保健部長 先ほど、健康増進課長から御答弁申し上げましたとおり、がん対策は非常に大きな健康課題ということで、これの総合的な取り組みということについて、さらに一歩も二歩も前に進めていきたいと考えています。

そのためには、医学的な知見でありますとか、今、さまざま学問的にも進んでいる面もございます。一方ではそういう医療面での進展、進歩がありますし、しかしやっぱり各地域といいますか、生活に近いところで健康課題ということで受けとめて、たびたび議論に出ますが、検診の普及でありますとか、生活習慣の改善でありますとか、多方面からの保健予防活動ということで、がん対策ということも進めていく必要があると考えております。

そうしたことにおきまして、がん対策基本計画というのはあるのですが、さらにこれを進めていく上で条例というものが、どのような効果を持っているのか、必要性も含めまして検討してまいりたいと考えております。

(山梨大学医学部附属病院の医師確保)

保延委員 今朝の新聞を見ましたら、山梨大学医学部附属病院の研修医の応募が大体3割にとどまっていると、こういうことで将来、医師不足とかそういったものが心配されるという記事が出ました。何か、マッチングの充足率が全国で下から4番目という状況だそうですが、こういった原因はいろいろ考えられると思いますが、県ではどのように考えているのか、ちょっとお聞かせください。

吉原医務課長 今、保延委員からお話がありましたように、来年度の医師臨床研修の各病院のマッチング状況が先般発表されまして、本県でも臨床研修を行っている病院が、山梨大学も含めて7病院ございますが、その7病院合計で募集定員が今回87名でございましたが、それに対して県内の病院で臨床研修を受けたいという学生さんが36人ということで約4割、この数字は全国で下から2番目という結果になっています。

今回、その大きな原因というのは、今、委員からお話ございましたが、山梨大学で臨床研修を受けたいという学生さんが、これまで毎年40人近くいたのですが、今の6年生が16人と、これが一番大きな要因であります。逆に県立中央病院は12人の募集に対して30人近くの方が応募されて、12人が最終的に決定されたので100%と、ほかの病院についても数人ではありますが、頑張っているという状況です。

今回大きく落ち込んだ理由は、山梨大学の方で希望される方が少なかった

ということで、この結果はかなり私たちも大きく厳しい状況だと受けとめて、私どもも発表があった後、部長と山梨大学に訪問させていただいて、お話を伺う中で、やはり山梨大学としても非常に厳しいという受けとめ方は課長を初めすべての先生方がされていきました。具体的にこの結果にどうしてなったのかというようなことを学生一人一人にアンケート調査をする中で今、分析をされていると伺っております。

その結果が出たところで、私どももその結果に対して一緒にどういう対応ができるのかということを検討して、来年度、盛り返すような形で対応していきたいと思っています。

その中で、はっきりまだ具体的にこれとこれだということが出ているわけではないのですが、ちょっと大学の方からお話があったのは、今の臨床研修制度自体が16年から必修化となり、学生が自由に臨床研修病院を選べるということで、臨床例がたくさんあって、医療機器等もきちんと整備されている中で自分のスキルを上げたいといった希望が多いということで、都市部へ流れているというのが一番大きな要因ではないかということです。これは山梨大学だけでなく、全国の大学病院から一般の臨床研修病院の方に学生さんが流れていくという状況があるということです。全国的な状況だと、臨床研修が始まる前ですと、6割から7割は自分の出身大学で臨床研修を受けるといった形だったのですが、ここ1、2年、大学病院に残る学生は5割を切っているような状況です。ですから、大学病院から一般の病院へという傾向は全国的な傾向だということで、その原因は今ちょっと私がお話ししたようなことではないかと。

あと、山梨大学のほうで首都圏から来ている学生さんが多いというお話も伺ってまして、山梨に近い東京、神奈川、埼玉あたりから来られている方が多く、地元へ帰られるということも原因の1つではないかと。ほかにプログラムの内容ですとか、いろいろ要因はあるかと思いますが、その辺は今、一生懸命大学の方で対策の委員会をつくりながら、検討をされていると伺っておりますので、また、結果が出次第、私どもの方でも伺って、それに対する県でできることは対応していきたいと考えています。

保延委員

いずれにしても、こういった研修医が少なくなってくると、結局、医師不足に早急につながっていくことだから、やっぱりその辺の原因を見つけて、それを改善せずこのまま放置しておけば、この新聞にも書いてありますけど、来年も大分不足してくるのではないかと思います。

山梨県の出身の人も大勢、山梨大学にはいますよね。やっぱり県内の出身者も都会へ、みんな研修医として出ていってしまうという傾向があるんですか。

吉原医務課長

今の6年生ですとか、ことし、卒業した学生さんたちは山梨大学の場合、やはり県内出身者は非常に割合として少なく、1割から2割ぐらいの状況であります。ただ、県内出身者の方は固定的に大きな割合で県内に残られるという傾向があると思います。

山梨県内に医師が今後確実に残っていただく、定着させていくということは、委員がおっしゃったように県内出身者をいかに確保するかということが大きな1つの方策だろうということで、そこは私どもも山梨大学と連携して、平成20年度から地域枠ということで、定員全体も上げていただく中で30人という大きな地域枠を確保していただいて、その学生さんたちには県の奨学資金も貸与する中で卒業後も山梨に残っていただくということで対策は

打っております。

地域卒の学生さん、最初の学生さんはまだ今3年生ですので、その方々が卒業するまでには、まだあと3年かかるんですが、地域卒の方々が毎年30人程度これから卒業してくれば、そのうちの8割程度の方は、間違いなく山梨に残っていただけたと考えていますが、それまでのこの数年間を何とか、これ以上この状況が悪くならないように、少しでもよくなるようにということ而努力していきたいと思えます。

保延委員

3年後はある程度、希望が持てる感じもしますが、いずれにしても、まだ3年あるわけですから、こうした内容をよく精査して。

あと、給料的には都会の東京とは大分差があるんですか。いろいろな研修のプログラムとか、そういった勉強の内容もあると思えますけれども、やっぱりある程度、報酬を含めた募集の関係もかなり原因があるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

吉原医務課長

大学との話の中では、委員がおっしゃったように、やはり給与面というところも1つ、学生のアンケートや何かをとる中で答えとして返ってきていると伺ってまして、そここのところの処遇の改善や何かも早速検討したいと山梨大学からはお話を伺っています。

保延委員

いずれにしても、とにかく今、医師不足ということで、大変医療機関も苦戦しているわけですから、やっぱりこういった研修医を多く入ってもらえるように、県も山梨大学と協力して、しっかりやっていってほしいと思えます。以上です。

主な質疑等 教育委員会関係

※第94号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(なかとみ青少年自然の里の管理について)

木村委員 なかとみ青少年自然の里の管理についてお伺いしたいと思います。私は大変大切なことだとふだんから思っており、このような青少年施設が子どもたち、青少年の健全育成に果たす役割は大変大きいと思いますが、こういった施設が果たす役割をどのようにお考えになっているか伺います。

上笹社会教育課長 青少年自然の里の施設ですけれども、条例等に定められていますように、豊かな自然との触れ合いや集団生活を通しまして、自立、責任、協力、友愛、奉仕といった価値を、体験活動等を通じながら習得させることで、ふるさとを愛してたくましい心豊かな青少年を育成するという施設のねらいがあると考えております。

木村委員 この前も私、質問したので資料をいただいているのですが、活動メニューとか活動内容というのは充実したものになっているのかなど。せっかく自然豊かな環境の中で友達と宿泊をするなど、思い出に残る体験をしてほしいと思っているんですけれども。例えばこの前と同じことを言って申しわけないのですが、赤々と燃え上がる炎を囲んで友達と歌ったり、ふだん手をつないだことがない友達と、手をつないでフォークダンスをしたりというようなことをして楽しくキャンプファイヤーというのが少なかったような気がして、今ここで質問させていただいているんですけれども、そのような活動が今回、プログラムに取り込まれていますか。

上笹社会教育課長 なかとみ青少年自然の里、ゆずりはらにつきましても、それぞれ、なかとみの場合にはアスレチック、ゆずりはらにつきましては長寿の里ということで知られています、ゆずりはらの地区の豊かな自然を利用し、その自然に合ったプログラムをそれぞれ施設のほうで開発し、プログラムに基づいて活動しているわけですが、今までのプログラムに加えまして、職員さんがいろいろと新しい講師を呼び、新しい活動をセットして、今までにないようなものの取り組みということはよく行われていることです。

木村委員 よく行われていることはわかりますけれども、それを今回、契約するとき、こういう委員会での意見の反映、あるいは利用者の皆さんの声なんかもよくありますよね、施設に。そういう声、そういうものを反映させているのかということを知る範囲で結構なんですけれども、私は反映させていただきたいんですけれども、どうなっているんでしょうか。

上笹社会教育課長 なかとみについては身延町、ゆずりはらについては上野原市でそれぞれ管理運営をしていただき、この指定管理者を受けるに当たり、申請、事業計画書を出していただいているわけですが、その事業計画書を見ますと、地域の活動メニューにつきましては、やはり積極的にその施設の職員だけでなく、外部に講師を求めて染色、工芸、はにわづくり、地域の人材を講師として郷

土食づくり、薫製、ソーセージづくりを甲府のほうに講師となって来ていただいて取り組むといった事業計画を出していただいていますので、そういった新しいメニューを用意する提案がなされて、それを指定管理者としてお願いしたいと考えているところです。

山下委員長 済みません、木村委員。これ、債務負担行為ですから、予算案だけやっていただいて、この次のその他案件でこの内容が出てきますので、よろしいですか。

木村委員 はい。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第102号 指定管理者の指定の件

質疑

望月委員 先ほどの木村委員に関連して、なかとみの自然の里について、ちょっとお聞きしたいんですが、この自然の里はもう恐らく築二十数年たっているのではないかと思うんですが、ここはたしか宿泊もして体験ということの中で、宿泊施設も兼ねているわけですが、ここの耐震、それから防災面の施設の整備状況をちょっとお伺いしたいんですが。

上笹社会教育課長 なかとみ青少年自然の里ですが、昭和62年の6月に開所いたしまして、ことしの6月で丸23年、24年目に入っているところです。耐震につきましては耐震改修の促進法等々に規定されました、いわゆる耐震診断をし、耐震改修を施さなければならないという特定建築物には当たらないということで、建築基準法上も昭和56年に今の建築基準法が改正され、その基準に基づいて昭和62年に開設されていますので、現行の建築基準法からいっても耐震を備えているということでもありますので、耐震についての診断及び改修については、その対象に当たっていないと思っています。

それから、防火防災の関係ですけれども、これにつきましては事業計画書を出していただいて、その中にもありますように、防災の関係の危機対応のマニュアル、それからあとは年2回ほどの避難訓練、また、8月下旬の防災訓練の日に、地元の身延町の避難訓練に合わせた防災訓練等を行って対応しているということでございます。

望月委員 この施設ができた当時は、県内、特に峡南地域の小中学校のそうした研修センター、実習センター、体験学習の場として、非常に小中学校との連携を強くしながら、働きかけたときもあったのですが、最近どうもちょっと連携が薄れてきているような感じで、地元の小中学校で余り利用していないことは、ここの状況が交通の便が非常に悪いと。遠くから来てもらう子どもたちは当然、大人数で行きますから、観光バス等を利用して入るわけなんですけど、どうもその施設まで大型観光バスが入れない。そうした場合には下の国道沿いでおろして、そこから歩くという非常に利用の交通便が悪い状

況にあり、そういう利便性というものを考えて、身延町に委託した中で交通的な面をどのように県として身延町へ委託の際にも提案したのか、ちょっとお聞きしたい。

上笹社会教育課長 なかとみの青少年自然の里につきましては、施設まで町道が狭いということで、大型バスが敷地まで行けませんので、約1.5キロのところを職員が運転するワゴン車により、大型バスでおりましたところから輸送しているということでもあります。

望月委員 今、このなかとみの自然の里、昭和に築かれて23年ぐらいということですが、過去の県内、県外の子どもたちの利用状況がありましたら教えていただきたいのですが。

上笹社会教育課長 利用の状況ですが、なかとみにつきましては、平成21年度の利用状況ですが8,600人、20年度につきましては8,500、19年度については7,700という状況で、19年度、20年度より少しずつふえているという状況です。

望月委員 県内、県外の利用者の状況はわかりますか。

上笹社会教育課長 21年度ですが、県内が5,600人ほど、それから県外が2,900人ほどになっております。

望月委員 なかとみ自然の里には、これから中部横断道という交通網の利便性が出てきますので、多分都会から、京浜地方、中部圏、西のほうからもかなりの子どもたちが訪れることが見込まれ、自然に恵まれた環境の中で行う体験学習センターとして、非常にこれから恵まれた施設になるのではないかと思うんですけど、先ほどの木村委員からカリキュラムの体験学習の状況、ここにも出ているんですけど、和紙とか陶器とかいろいろ出ています。そうした中で、県としてはこの身延町に対して今後、動きのあるセンターの活動方針というものを提出してもらっていますか。そこらをちょっと教えていただきたいのですが。

上笹社会教育課長 身延町からは、事業計画書を出していただいていますので、今後の事業展開につきましては、やはりまずは何といたっても県内の利用者をふやすということですから、特に峡南の地区にありますので、中巨摩、甲府の学校への働きかけ、それから中巨摩、甲府地区等の青少年団体への呼び掛け、また、教育委員会等へ案内を出したりする広報的な活動をして利用者をまずふやすということ、そういったことが一番の今後の事業計画で身延町の方が持っているところでは。

それからあと付け加えますと、活動メニューをやはり充実させるということで、県内にある青少年施設との連携をとりながら、他の施設の活動プログラム等も参考にして、新しい、よそでやっているけれども、なかとみはやっていないというような活動がありますので、そういったものを積極的に取り入れて、利用者の要望に沿えるように考えていくという提案はされているところでは。

望月委員 実は、あの辺にはもう1つ、富士川クラフトパークが県の施設であったわ

けでございますが、この4月から、はくばくを中心とする企業が合体して、指定管理者として施設の管理を受けていて、芸術の森という形で、やっぱり自然を生かしてやっているわけですけど、例えばあそこらとの共同的な連携をとりながら、そうした子どもの体験学習、また学習の面でも非常に勉強になる施設があつた近くにありますので、そこらとの連携性を持ちながら、県内の小中学校への呼び掛けを強くしてもらって利用者をふやしていただく。

最近どうも、そうした連携がちょっと弱くなっているようなことも聞いておりますので、そこらも強く地元の県内の小中学校の連携と同時に、今言った富士川クラフトパーク等との連携もやはり取り入れながら、研修をしてもらうということをコースの中に入れてもらいたい。

そうした幅広い体験学習施設にしていかないと、ただ1カ所だけでこういうものをやります、ああいうものをやりますと言っても、限られた施設の中だと、どうしても1回来るとそこでもう終わりになって、あとはもう来ないという、非常にそういう志向がふえているわけですから、幅広くそうした施設を身延町のほうにも要請して、利用活用していただくよう、指定管理者としての運営をお願いしたいと思っておりますけど、そこらをひとつお願いします。

上笹社会教育課長 先ほどお話しもしましたけれども、やはり広報活動ということが非常に大事ですので、まだ、施設の認知度というのが県内に広まっていない面もありますので、1つはそういう文書等で配布するということがありますけど、やはり今の時代ですので、ホームページをつくりまして、そのホームページの中で、今はまだ予約状況は確認できないところもあるのですが、予約状況の確認がホームページを開くとできるとか、申し込みもホームページからできるようにというようなことも工夫しながら、できるだけ利便性を高めるというようなことを考えていただいています。

それから、いろいろなアンケートをとりまして、職員の対応であるとか、施設整備の問題であるとか、そういったことの声も利用者からとって、利用者の声を施設の充実につなげていくというようなことを考えております。

望月委員 こういう学習体験の施設でございますから、余り利益追求で言うてはいけませんけど、富士川クラフトパークなんかと同じですが、あそこは1年たたないうちに、ある程度、黒字運営をしているということを聞きました。

あそこは切り絵の非常に特殊な技術的な芸術を取り入れて、すばらしい先生方を呼んだりして、この間2回目の開催をいたしましたけど、やはり、なかとみの自然の里も年間を通して専門的な先生方を呼んだりしながら、子どもたちに勉強をさせる、そうした機会を持つていくことも必要ではないかと思っております。そこらもひとつよろしく、そういうことで要望を身延町に出しながら、県としての指導をお願いいたします。以上で終わります。

白壁副委員長 この関係でちょっと関連をさせていただきたいと思うんですけど、もともと、この指定管理者というのは、たしか平成15年前後だと思ったんですけど、直営もしくは指定管理ということで、小さな政府じゃありませんけど、県レベルもそうでしょうけれども、市町村も自分たちの施設等を民ができるものは民に委託しようと、それによって経費も安くしながら、なおかつサービスも向上させるという考え方のもとにこの制度ができたと思っております。

ここで体育協会は別段といたしまして、この社会教育系統のことで、身延町と上野原ということでありまして、例えば今の一番上は、なかとみ青少

年、この関係についてどういう企業、団体の方々が、この指定管理の競争に参加されたのか。それともう1点、上野原のゆずりはらの関係もどういう団体の方々が参加されて、そういう……。

山下委員長            なかとみだけで、102号で。

白壁副委員長            ああ、そう。じゃあ、なかとみだけまずお伺いしたいと思います。どうい  
う方々が参加されたのか、その辺についてお伺いします。

上笹社会教育課長        なかとみの施設の応募についてですが、平成18年度から22年度までについて非公募ということで公募はしておりません。それから23年度以降の5年間につきましても、先ほど話をしましたが、非公募ということで行っております。この非公募の理由につきましては、町の施設が同じ敷地内にあり、そういった施設を一体となって運営することで、より利用、利便性が高まるというようなことがありますので、その町立の施設を利用して一体的に運営するということであり、非公募で身延町に指定管理者を決定したいということでもあります。

白壁副委員長            もとものとのとらえ方というのは、先ほども申し上げたとおりだと思うんです。であれば、当初、例えば県営でつくるときにも身延町との合築だとか、そういう考え方が本来の姿だと思うんですね。要は、こういうものは身延町の施設があると言いながらも、例えば身延町だって将来的に指定管理で出す可能性だってある。ということは、こういうものは民の力も、発想もかりたときには、もっと違うものができるかもしれない。1つのものに固めてしまうと発想は1つしかないんです。民の競争の世界だとか、民の発想をかりていくことによって、もっと有利な方法ができるかもしれない。

隣に町営の施設があるからと言って、県営の施設はこれから指定管理を民に変えるかもしれない。こういう時代に対してこういうものだって考えてそのまま行くと、それしかできない。ですから、閉鎖的に考えずに、もっと広くとらえて、身延町さんとも話をしながら、もっと広くとらえていくべきだと思うんです。この点いかがでしょう。

上笹社会教育課長        御指摘がありましたように、指定管理者制度につきましては、民間の力を公の施設の運営に生かすという趣旨で導入されているわけですが、一方で公募の例外ということで、非公募はこういった場合があるということで考えてつくられております。非公募につきましては、今回、なかとみの施設につきまして説明しましたように、地元の市町村と一体的に事業展開ができる場合については非公募で行うことができるというようなことがありまして、ほかの非公募で行うものとしては、例えば安定的なサービスを提供するために特定の団体に管理を行わせることが適当という場合だとか、それから試験研究等の業務の特殊性から特定の団体に管理を行かせた方が適切であるというような場合等々がありまして、そういった場合、非公募で行うことができることとしていますので、指定管理者制度が全部公募ということではなくて、今、申し上げましたような非公募の場合も想定しているということでもあります。

白壁副委員長            非公募でできるということはよくわかっています。と言いながらも、できる規定なんですよ。もともとの指定管理の根本的な考え方は違うと思うん

ですよ。ですから、こういうものすべてを非公募として閉鎖的にやるのではなくて、もっと発展的に、もともとこの制度ができた趣旨を考えてやるべきではないでしょうかということを行っているわけです。皆さんが説明する、「これはできます」、「あれができます」、「こういう場合もこうです、ああです」、「継続的なものについてはこうです」、「こういう事例もあります」、「当たり前のことです」ということはよくわかっています。

隣がこういう施設だからここが一緒になっているとか、前の指定管理者の人たちがこういうことをやっていったから継続だとか、それはその分もあるかもしれませんが、でも、新たな意見、新たな血を入れていくということも1つだと思っんです。ですから、その点をお伺いしているんです。

上笹社会教育課長 指定管理者制度の趣旨を踏まえまして、1つの指定管理者にこだわることなく、指定管理者の申請を出す書類等を見ながら、経営状況、管理運営状況をよく検討した上で引き続き任せたらいいかどうかということも当然考えていかなければいけないと思いますし、一定の同じ指定管理者がずっとやるということに甘んずることなく、施設運営の適切な状況であるかどうかということを常に把握していかなければなりませんので、同じ指定管理者ありきという考え方ではいかなないようにしたいという考え方は持っております。

白壁副委員長 行政は最大のサービス産業であります。そう言いながらも、財政的にも不如意なこういう時代においては、少しでも経費を削減しながら、なおかつサービスを上げる。このためには決まりきった行政的な考え方ではなく、民の力をかりる。これは間違いなく必要なことだと思います。県の方向性を注視しながら質問を終わりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第103号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第104号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第105号 指定管理者の指定の件

質疑

保延委員

この釜無川だけではないと思いますが、施設が大分老朽化をしており、例えばこの釜無川スポーツ公園の場合はテニスコートがありますよね。砂のテニスコートですから、雨が降れば、2日も3日も水はけが悪くて使えないということのようです。それは教育委員会にも前にちょっと話をしましたが、こういう指定管理を指名する場合、そういった施設の整備は県がきちっとしてやって、雨が降れば1週間も使えないような施設でしたら、これは利用者にも不便をかけますので、指定管理をする時点でそういった補修とか整備をきちっとしていただきたい。これは釜無川だけではなく、すべての施設に対してですね。

相原スポーツ健康課長

この釜無川スポーツ公園につきましては、都市公園ということでございまして、施設を所管している都市計画課と私どもが甲斐市さんとその移譲の協議をしておるところでございまして、その甲斐市さんからの御要望の中にも委員の御指摘にありましたテニスコートの改修等の御要望をいただいております。今、協議の中で改修について、なるべく早く進める方向で調整をしております。利用者の方々の御要望を承知しておりますので、協議を早く調べ、改修に結びつけたいと考えてございます。以上でございます。

保延委員

いずれにしても、期間が平成23年の4月1日で、ちょうどいい時期でありますので、ぜひ指定管理者の契約までには、そういったものを整備していただきたいと思います。

相原スポーツ健康課長

移譲に当たりましては、さまざまな問題がございますので、ほかの全般的な施設改修の協議をしている最中でございますので、なるべく早くそれを進めたいと考えておりますけれども、来年度からの指定管理の開始までには困難ですが、なるべく早く要望の調整をして整備を進めてまいりたいと思います。以上です。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第106号 指定管理者の指定の件

質疑

白壁副委員長

地元なものですから。たしか、この前の指定管理のときは、もう少し高かったと思ったんですけども、何かの関係でこれ、下がったんですかね。たしか。もうあと少し、数百万ぐらい高かったんじゃないですかね。

相原スポーツ健康課長

前回、18年度から22年度までの指定管理の委託料の年度の金額は2,275万2,000円ほどで、今回が2,109万2,000円でございます。

この理由につきましては、体育協会の方で相当効率的な運営に努めて、人件費を除く管理費などを相当縮減したということでございまして、この経営努力の一つの成果と承知しております。以上でございます。

白壁副委員長

経営努力のかいあって下がったと言うのであれば、これはすばらしいことなんですけれども、話を聞くと、あんまりこれであっても、前回のときもマイナスだというような話もあったんですけど。

さてさて、先ほどのですね、一事不再理の原則と引っかかるのかもしれませんが、ここの場では移譲すべき町との協議中であることから体育協会、先ほどの甲斐市は移譲すべきとの協議中であることによって甲斐市と、そのような話なんですけど、ちょっとそこら辺、矛盾する点がありますが、さてさて、それはいいです。

今、富士河口湖町と協議中ということなんですけど、これ、大分前から協議が始まっていると思うんですね。なかなか決着しないというところに何かの原因があるんじゃないかと思うんです。

その間にも町を越えたところの観光団体の皆さんが知事あてに、たしか、陳情書というか、要望書だったですかね、上げました。その結果が知らされないまま、また町と協議をされていて、その町との協議も大分前からやっているのに遅々として進まない。これは何かあるんですかね。まだ今回5年ということになりますと、5年以内の中でまた移譲できるような契約書になっているかもしれませんが、いずれにしても進んでいないじゃないですか。

幾つかの段階がありながら、途中で県の動きが悪いから、じゃあ陳情書を出して、もう少しまく観光業者の皆さんで使いながら、使わせていただきながら、観光の一助をとというような考え方も一つあって、こういうところも全然進んでいないんですけど、いかがでしょう。その原因だとか、今後の方向性だとかということをお示しいただけますか。

相原スポーツ健康課長 施設の移譲につきましては、富士河口湖町の前町長さんの時から進んでいたということでございますが、町長さんがおかわりになって少しその間に、その移譲については保留していた状況のときもありました。

それから、今は移譲をするという方向で町の方と協議をさせていただいておりますけれども、今のところ、指定管理の期間の間に何とか移譲できないかということで話を進めているところでございます。昨年、地元の民宿関係の方からの御要望をいただいたことは承知しておりますが、その折にも、既に町への移譲の意向がございましたので、そのまま引き続き協議を継続させていただいているという状況です。以上でございます。

白壁副委員長

ここの現場というか、ここの場所をおわかりにならない方も相当多いと思われまますので説明したいと思いますが、広い敷地がありまして、そこに整備されていないグラウンドがあります。そこに宿泊を伴うような施設の古い建物があります。ここは子どもたちが安いから来るんですけど、余りにも古過ぎて使えないんです。ですから、二千数百万円という赤字なんです。赤字だから、県がこれを補てんして、そこで収益を上げる三千数百万をプラスしていった、この二千数百万を足していったところで何とかペイできているか、もしくは赤字だということなんです。これだけわかっていたら、要は土地代なんです。これでは毎年二千数百万円ずつ赤字が発生するので、富士河口湖町にもたせろということだったんですよ。富士河口湖町も、こんな赤字が続くような土地も施設も要らないよって言うているんですよ。じゃあ、県はその建物を壊したり、直してやろうかっていう話での協議に入っていると思うんですね、今。ただ、県が直してやるよって言うのが、100直してやるよって県は言っているけど、町の方じゃ400直してくれって言うてい

るんです。金額の単位はわかりませんが、それはちょっとゼロを幾つか足してもらえれば大体わかると思うんですが、そういうような協議の中でやっているんです。県はそれを100しかだめです、町が400ですと言っているんで、この差が埋まらないので話が進まないんです。

早く進めましょう。毎年これだけの5年間で1億円の赤字が出ているんです。もう県の方向性は売的方向性、譲渡する方向性で決定したんですね。していると思うんです。早くしましょう、いかがでしょう。

相原スポーツ健康課長 富士河口湖町さんから施設の今後の使い方について、こんな利用をしたいから、こんな使い方のためにこういう改修をして欲しいと話をいただいており、10月の末にもこちらにお見えになって話をしたり、先般も私が出向いてその話をしたところでごさいます、なるべく早く改修についての調整を済ませて、できるだけ早く県の方で予算措置をしてまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第22-9号 教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の3

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第22-8号 小中学校で少人数学級を拡大することを求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(甲府城石垣の遺構について)

仁ノ平委員

まず初めに、県庁内の防災新館建設予定地に出土いたしました甲府城石垣その他の保存について伺いたします。まず今回出土した甲府城石垣の歴史的価値について教えてください。

一瀬学術文化財課長

今回出土いたしました石垣につきましては、1590年代だと思われそうですが、甲府城築城期において建設された内堀の石垣だということで推定されておりまして、石の積み方、これは野面積みと申しますけれども、こういった積み方に特徴があるものでございます。また、石を割るときに矢穴というものを開けて石を割るというわけでございますけれども、こういった築城期、その時期というのはちょうど織田から豊臣に移る時期でございますので、我々は織豊期という言い方をしておりますけれども、そのころの石垣の積み方の特徴があらわれた石垣でございます。

仁ノ平委員

大体どういう時代のもので、どういうものかというのはわかるんですが、全国的というか、それはどういう評価を得ているものですかと伺えばいいのかな。どれぐらいのビッグなものなのか、いや、ビッグじゃないのか、ちょっとその辺を教えてください。

一瀬学術文化財課長

ビッグかビッグじゃないかということで、なかなか御説明がしづらいわけでございますけれども、見つかった石垣につきましては、本来の石垣の高さから言えば、実際、今見つかっています石垣の高さというのは……。

仁ノ平委員

いや、ビッグというのは、大きさじゃなくて、価値。バリュー。

一瀬学術文化財課長

はい、わかります。2メートルから3メートルの高さで、東西の長さが約27メートルのものが見つかったわけでございますけれども、実際当時あった石垣というのは、多分、その倍以上の高さがあったかと思えます。そういった意味では、本来あるべき石垣が約半分ほど崩れておりますし、よく見てまいりますと、残っている石につきましてもひびが入っていたり、石が抜け落ちていたりというような部分があるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、400年という歳月を経た中で我々は今までの古い絵図の中でしか、うかがい知れなかったものが見つかったわけでございますので、価値としてはそういう観点から高いものだと考えております。

仁ノ平委員

伺いたかったのは、専門家の全国的な先生方、歴史家の方というか、学術文化保存にかかわる方がどういう評価をしているかというあたりを知りたかったのですが、まあまあ、いいでしょう。

そして、そういう歴史的価値が一定程度あるものが見つかったと。そういうものが見つかった場合にどうしたらいいか。そういうルールというか、この国にはそういう文化財が見つかった場合の保存のルールというものがあるのか、その辺を教えてください。

一瀬学術文化財課長

文化財保護法上でまいりますと、遺構が見つかった場合でございますけれども、基本的には記録保存した上でその扱いにつきましては、いわゆる所有者、それから事業者の判断に委ねられるという形になっておりますので、例えばよいものだから、どうしても強制的に残さなければならないという規

定にはなってございません。

仁ノ平委員

最低でも記録保存はするという理解でよろしいかと思うんですが、その先は文化財保護法などあるけれども、所有者なり事業者の判断に任せると言い方でいいんですかね。

さて、こうしたものが見つかりました。私自身はですね、あの場で保存してほしいと願っているんですが、県はどういうお考えでしょう。

一瀬学術文化財課長

石垣につきましては大変貴重だということで理解しております。ただ一方、あそここの場所というのは災害時に県民の生命、財産を守る拠点となります防災新館を建設する場所ということで、それも大変貴重な事業内容でございますので、その2つの折り合いをどうつけていくかということをお勘案する中で、今、史跡や石垣の専門家、有識者の皆様方からご意見を伺う中で適切な石垣の保存方法につきまして検討をしているところでございます。

仁ノ平委員

私はですね、あそこにあつてこそその価値だと思うんですよ。動かしては半減するか、4分の1になるか、ゼロではないでしょうが、動かしてはいけないと私は思うんです。ただし、防災新館の進捗状況も考えますと難しい問題だということは承知しています。そこで、私は文化財の保護とか建築については本当に素人ではありますがどうしたらいいんだろうと考えたんですね。こうしたことは可能かどうかちょっとご意見を伺いたいんですが、両立できないかとうんと考えたんです。そして新しくできる防災新館のどこになるんでしょうね、地下になるんですかね、あるいは1階になるんですかね、あの遺跡を埋め込むっていう方法。そうしたら現地保存じゃないですか、防災新館も建つじゃないですか、この可能性というのはいかがなものでしょうか。

一瀬学術文化財課長

今、委員提案の中で、施設の中に石垣を残してはかがかというお話をいただいたところでございますけれども、いずれにいたしましても、今残っている石垣をあのままの形に仮に保存するといたしましても、先ほど申しましたように石がかなり傷んでおりますので、一度記録保存をした上で、撤去し、石を使えるものと使えないものを精査した上で、また改めて復元する必要があります。さらに大きな石ですと、1つ当たりの重さというものが約2トン前後するわけでございますので、建物に残すということになりますと、そういった建物の構造上の問題等が出てきようかと思っております。それにつきましては管財課の方でやっておりますので、私ども教育委員会の方では詳細の方はちょっと申し上げられないわけでございますけれども、そういった中でできることがあるのであれば、そういったことも考えていく必要があるのではないかと考えています。

実は、他県の例で見ますと、例えば東京メトロの南北線の市ヶ谷駅の、これは駅の構内になるのですけれども、その中に江戸城の石垣を保存しているという例もございます。こういった例もございますので、今、提案された残し方につきましては十分検討に値すると思っておりますので、十分に研究してまいりたいと思っております。

仁ノ平委員

市ヶ谷駅に江戸城の出土したものが埋め込まれているということですが、ほかには全国的に例があるんでしょうか。それだけでしょうか。

一瀬学術文化財課長

石垣という例で見ますと、施設の中にあるのは私どもで把握してい

るのはそれだけなんです、実は文部科学省の敷地内には、当時の江戸城の石垣とともに展示施設がございましたり、あるいは虎ノ門の駅から文部科学省まで行く間に、その通路の間からちょうど外にある石垣がガラス越しに見えるというようなものがあります。

それから、大阪の方に石垣ではございませんが、難波宮という昔の宮殿が残されたところがあるわけでございますけれども、その場所につきましては、大阪のNHK、それから歴史博物館が建っているわけでございますけれども、ここの地下に遺構がそのまま残されて、上からのぞけるような形で残されている例がございます。

仁ノ平委員

私の素人考えでベストという気持ちではないんですが、この辺のあたりで防災新館も建つと、遺跡の現地保存も可能であると、そんなあたりで検討していただけると本当にありがたいと思うのですが、ちょっと心配なのが、現在残っているのが高さ2、3メートル、横幅は27メートルのものが出てきたということで、すべてを埋め込むことの可能性はどうかとか、移動は必要ないのかとか、その辺がちょっと心配なんです。もちろん私が、素人考えでさえあそこに埋め込むと考えつくほどですから、研究をされていると思うんですよ。そこで伺うんですが、なるべく現状に近い形で保存をお願いしたいところだがどうか、そういう質問でお願いいたします。

一瀬学術文化財課長

仮に施設内に保存するという事になった場合でございますけれども、今、詳細な部分につきましては管財課等とも相談しながらやらなければならないという部分がございますので、果たして今の在地にそのまま、長さは別といたしまして、位置としてそのままにできるかどうかということは、これから検討を進めてみないと、申し上げられないというのが現状でございます。

仁ノ平委員

最後に教育長に伺いたいんですけれども、教育委員会の仕事として、文化財の保護というのは大きな仕事の1つかと思います。その上で現在、年内にも結論を出すという中で、私は教育委員会サイドには、よりグレードの高い保存ということ、ぜひ財政当局であるとか管財課に求めてほしいと願っております。そういう点でいかがでしょうか。

松土教育長

このたび出土しました石垣は甲府城の築城期の大変貴重なものという認識を持っております。また、防災新館の建築につきましても、これもまたあわせて大切な事業であります。同じ県の中で両方出す、受けるという話ではなくて、教育委員会の立場として考えますと、まずはあそこへの防災新館の建築というものと石垣の保存が相入れないものであるという概念をまず払拭したいと考えております。

それから、できるだけ現状に近い形で保存することを願う、これはもうどの立場の者であっても当然のことだと思います。

そこで、相入れないものをどうするかと言うと、委員から御提案があったような方法もございましょうし、国内でもその例があるんでしょうが、実は世界の、例えば地中海沿岸のホテルなどでは、地下のほうに遺跡をたくさんいろいろな形で保存して、それをまたそういう形で共存して売りにもしている。また、ローマ帝国がアングロサクソンを押し上げていったときの遺跡なんていうものは、大きな都市が建っているところでこれをまた売りにしながら、多くの人の目に触れさせている。若干の、全く同じでないにしても、補

修等を加えて、よい形にして、それを多くの人目に触れさせるということの価値。また、そのままにしていく触らない価値というものも認めるわけですが、多くの人、これからの子どもたちに多く見てもらいたいという、その両方の立場を持ってございますので、今後協議すると、きっとよい方向が出てくると確信しております。

(少人数学級の導入について)

仁ノ平委員

次の質問に移ります。開会初日に知事のほうから、来年度から小学校3年生に35人の少人数学級を導入との表明がありました。私はよくわかりませんが、そもそも教えてほしいんですが、少人数学級とは何でしょうか。

広瀬総務課長

ただいまの御質問でございますけれども、少人数学級は、特に法律的にこれを少人数学級だと呼ぶという定義はないと承知しております。現状でございますと、山梨県は少人数学級をやってるじゃないかと言う話もあるんですが、これは平成15年の段階で国が、いわゆる国の基準よりも少ない人数で学級編制をしてもよいという弾力的な運用を認めた経過がございまして、これを受けまして山梨県や、また、各県でも40人という標準を下回る学級で編制をしているということでございまして、そういう意味では、今回の文科省の定数改善計画の中で、40人を35人にするとか30人にするとかという話が出ていますので、計画の中に少人数学級編制という言葉が使われております。それはつまり現在の、いわゆる標準的な学級よりも小さい、小規模な学級ということで理解していただければよろしいかと思っております。以上でございます。

仁ノ平委員

現在、本県では小学校1、2年生が30人学級でしたっけ、中学校1年生で35人学級が導入されていると承知しているんですが、国自体も、今お話があったように30年ぶりでしたっけ、今、学級の標準人数の改定を検討しているということですよ。その基準そのものが変わってくれば30人、35人学級を少人数学級と呼ぶこともなくなるという理解でよろしいでしょうか。

広瀬総務課長

それは基準以下ということ少人数学級と言っていると理解していますので、仮に基準が全部35になれば、35は標準学級になるということです。ただ、今回も国でも30と35の2つが出ていますが、30人を少人数学級と呼ぶかどうかというのは、ちょっとそういう意味では微妙なところですけども、標準が動けば、そこが標準であるということになるという理解しております。以上でございます。

仁ノ平委員

国も30年ぶりに学級人数を見直そうとしている中で、本県は先駆けて少人数、標準よりも少ない人数の学級を実現できたし、それを拡大するという理解でよろしいわけですね。

それで、なぜ国の方も今よりも少ない人数にしていこうとするのに、先駆けてするのか。何を少人数学級でしたいのかというあたりなんですけどね。

ちょっとその前に質問を変えましょう。少人数学級は目的なのか手段なのかということ伺います。

堀之内義務教育課長

目的か手段かと言われると、ある意味では、子どもたち一人一人の個性を大事にしながら、子どもたちの個性を伸ばしていくという教育の大

きな流れの中で、これは一つの形として、手段としてこういう方式をとっていると、少人数教育の一つの手段ととらえております。

仁ノ平委員

そうですね、手段ですね。というのはね、私、どうもさっきからよくわからないので皆さんに笑われているんですけど、何か、人数が少なくなって35人が導入されるから、ああよかった、万々歳だみたいな雰囲気、新聞の見出しを見ても躍り出てくるし、議会内の受け方も、ああ、よかった、よかった、3年にまで拡大と。そうじゃないだろうと。よかった、よかったと言えるのは、これを手段として、よりよい望ましい本県の教育が実現する方向に向かったときが、よしよしであって、少人数学級ということは、あることに向かった手段でしかないんじゃないかなと。それでゴールではない、当然ながらね。ゴールではないとつくづく思うわけなんです。それで、笑われながらもごたごた伺っていたわけですが、そこで伺いましょう。何のための手段でしょうか。

堀之内義務教育課長

少人数学級編制というのは、国の方でもいろいろ調査をしたり、本県でも実際導入する中で、やはり生活全般にわたって子どもたちの好みに応じたきめ細かな指導ができるというところで、学習面だけではなく、今回導入に当たっていろいろ調査をする中で、不登校とか、通常の授業が困難な、いわゆる学級崩壊みたいな、そういった部分についても非常に効果がある制度ということであり、具体的に子どもたちを伸ばしていくに当たっては有効な手段だということでこれを取り入れていこうとしています。

仁ノ平委員

まあ、よしとしましょう。というのは、やはり子どもたちが落ち着いて学習するのに私も有効な手段だと思いますし、否定するものでもないし、35人学級が3年生に国より早く導入されるのは歓迎するわけなんです。ただ、そうは言っても少人数学級には、デメリットというのがあると私は思っているんです。人数が多いがゆえに、幾ら人数が多かったって、注意深く先生の話聞く能力の育成であるとかね。それは隣のクラスと一緒にやればいけないかって言われるかもしれないけど、学級で何かを演奏しようと言ったときに一定人数がいなきゃいけないし、ちょっとへ理屈を言っているようだけれども、少人数学級のデメリットというものもある。ここで35人をさらに拡大すると言うのであれば、メリットをしっかりと把握した上で、手段でしかないんですから、目的のためにこれを導入する。しかし、デメリットを補うんだという気持ちもまた必要だと思うわけです。

さて、まあまあ、そうは言っても、よしとした上で話を進めたいのですが、そうは言っても心配している点が3点あります。3年生に導入ということですが、小学校の3年生は余りに学校規模が小さい学校は別として、普通、1、2年生を過ごしてクラスがえをして3年生になります。普通の規模の学校であれば、3、4と行くんです。4年生に導入されないと、幾つかの学校でまた3年から4年に行くときにクラス編制がえという問題が出てきてしまう。だからぜひ今度、来年3年生に導入されたら、続いて4年生にもって行かないと、混乱を来すと思うんです。その点いかがですか。

広瀬総務課長

先日も知事が申し上げましたけれども、来年度3年生に導入させていただきたいと、こういうことで考えております。そこでも国の新しい改善計画が実行されることが、ちょっと言葉は強いかもしれませんが、前提であるという答弁をさせていただいたところですが、やはり、県の単独で何人も教員を

維持しながら、少人数学級を進めていくところでございます。

今、委員がおっしゃられましたように、3年生と4年生が1つのスパンの中で教育がされていることも、もちろん承知しておりますので、国の計画では少なくとも3年生、4年生という順に、いわゆる年次進行をして少人数学級編制を拡大すると、今のところとなっておりますので、山梨県といたしましても、その辺の進捗状況等を見ながら、4年生にも導入をしてまいりたいという考えでおりますが、やはり、国の動きをもう少し確認をさせていただいて進めていきたいと考えております。

ですから、現時点では4年生はやらないのかと言われてますと、申しわけございません、もうしばらく検討させていただきたいとお答えをさせていただきたいと思っております。

仁ノ平委員

ぐじゅぐじゅ言っておきながら、4年生にも拡大せよと言うのは矛盾しているかと思うんですが、導入するのであれば、ぜひ学年進行に沿ってですね、難しい面があるかと思いますが、かえって混乱を来すと、3年生が4年生になるとときには拡大をと願うものであります。

次の心配です。心配というか、ちょっと私はへそ曲がりなのかもしれませんが、これまでなかなか学年拡大が行われなくて、本会議でも少人数学級を求める質問が随分続いてきたように思います。そのときの本会議での御答弁で、本県はティームティーチングということを大事にするんだと、あるいは小学校3年生であれば特に切磋琢磨、3年生だけじゃなくて、大人数の中で切磋することも大事だと。あるいは先ほど私が申し上げた、大人数であっても注意深く人の話を聞くこともまた大切なことであろうかと思うんですが。本県はティームティーチングでやっていくんだよと、そういう御答弁をずっと受けて、私はそれも、なるほどそうだと思ってこれまで来ました。その辺どうなっちゃうんでしょうかね。

堀之内義務教育課長

委員おっしゃるように、小学校3年生以上については運動能力が伸びたり、知的な発達段階が非常に進む時期で、県として個性を大事にする、また大きな集団の中で切磋琢磨する、そんな面でティームティーチングや習熟度別学習というきめ細かな指導を取り入れてきています。先ほど総務課長が話したように、徐々に国の定数改善等の動きが出てきておりますので、少人数学級編制のよさやティームティーチングや習熟度別指導等の少人数指導のよさが最大限活用できる、そういう環境が整いつつあるというところでこの動きが出てきていると認識しております。

仁ノ平委員

ちょっとよくわからないのですが、これまでのレベルのティームティーチングであるとか習熟度別の学習というのは維持されると伺ってよろしいですか。

堀之内義務教育課長

国の定数改善の推進の中でも、やはり、形だけの少人数学級編制でなく、充実した少人数教育をするためにはティームティーチングであるとか、習熟度別のこういうコース学習が大事だと、そういった部分での人的加配等についてもきちんとやっていきたいということが書いてあります。私たちもそういう方向でできればありがたいと思いながら取り組んでいます。

仁ノ平委員

ぜひこれまでの本会議の答弁のための答弁だったと言ったら失礼なんです、少人数学級を実現してこなかったときの答弁ではなくて、本当に私は

これまでの工夫は財産だと思っているんですよ。少人数学級になったから、「はい、それで解決」ということじゃないので、ぜひこれまでの実践を大事にしていきたいという気持ちです。

次に行きます。国の学級人数の見直し、ちょっと長い時間かかりそうですが、平成30年までの8年計画ということになるんですかね、国のほうは。でも本県は先んじて2014年までに完全実施という報道もされているんですが、その中で一体、国と県両方向いましょう、どれぐらいの教員の増加が行われるのかということをお教えください。

広瀬総務課長

ただいまの御質問でございますけれども、文科省のほうで出しております、今、現在いろいろと議論されているわけでございますが、新たな定数改善計画の中では、今、文科省が想定をしております8年間で35人学級、30人学級を実現するために、教員の増は5万人強が必要であると言われております。ただ、当然、児童生徒数が減っていく中で、いわゆる教員の必要数も自然減ということがございまして、おおむね計画の終了計画の終了までには2万人程度の教員の増が必要であると言われております。これをもとに考えますと、児童生徒数ですとか、県のいろいろな学校数の規模とかを考えますと、山梨県でも最大で200名ぐらいの教員増が必要ではないかと想定がされるところであります。

仁ノ平委員

200人、本県で教員増が見込まれるということですが、その質の確保についてお考えを伺います。

堀之内義務教育課

来年度につきましては、もう採用試験等は終わっております、緊急の対応ということで期間採用とか、再任用職員の採用等で対応せざるを得ないという状況にあります。200という数字は少し大きいかもしれませんが、期間採用教員の採用試験等々の中でもきちんとした対応をして、来年度については緊急の対応はきちんとやりたい。今後については、またきちんと質の確保というところを確認しながら進めていきたいと思っております。

仁ノ平委員

ちょっと改めて伺いたいんですけれども、小中学校、義務教育だけに限定して、教員数は何人いるんですか。

堀之内義務教育課長

今のところの試算では20人というぐらいで…。

仁ノ平委員

全教員。

広瀬総務課長

小中学校の教員でございます。多少の変動はございますけれども、ことしの5月1日現在で、校長、教頭、教諭等の総数で4,665人です。

仁ノ平委員

申し上げたかったことは、4,665人のうちの200人ですから、かなりの大人数の新規採用が見込まれるということで、少人数学級を導入するのは簡単だと思うんですよ。お金があればできることですからね。教員の質の確保というと大変大きな課題かと思えます。それでそこを確かめたかったわけなんです。

最後になりますが、今回、少人数学級の導入ということで関係課長さんといろいろお話をさせていただきました。そうしましたところ、私が手段です

よね、目的じゃないですよ、ティームティーチングも大事ですよ、学級人数だけじゃなくて少人数のデメリットを補ういろいろな試みも必要ですよって、いろいろなお話を課長さん方としていただくと、決まって課長さんが「仁ノ平委員のお気持ちと教育長は同じです」とおっしゃるんです。教育長も常々私と同じことを言ってきたと。少人数学級拡大に当たっての私と同じ気持ちという教育長の、導入に当たってのやり取りを聞いての注意することもあるかと思う。教員の質の確保など大きな課題を抱えることになるかと思うんですが、ちょっと思いを披瀝していただいて終わりにしたいと思いますが。

松土教育長

仁ノ平委員のお考えというのを、そのお話した課長から直接私は聞き取っていませんので、どういう部分が共通なのかちょっとあれでございますけれども、ただ、どの立場であろうとも大人が子どものことを一生懸命考えないなんていうことはあり得ないわけであって、そういうことを真剣に考えれば考えるほど、決して目的であろうはずがないということでございます。また、少人数学級というものは本当に多くの人たちの願いがミートするところで実現したわけですが、そんなことよりも、その先の効果的な少人数教育のあり方というものが一番大切かと思えます。そして、教育に直接携わる者たちは少人数万能主義というものから脱却して、例えば大勢の中の混沌とした中から私たちが身につける力、あるいは、力もありますけど、若干、床に汚れたものを拾うことによって免疫が生じるような部分があります。ということで、意図的に計画的に学年を合わせた教育であるとか、あるいは、わざと少人数の中で違う学年と異年齢集団を混ぜる教育とか、さまざまなことを行って、今般実現することになる少人数学級というものをしっかり裏打ちして、そのよさを引き伸ばしたいと、こういう部分においてきっと共通しているのではないかと思います。

そのよさでございますが、何としても本当に単純計算で、一人一人の子どもに対して1人の教師が長い時間がかけられるということは、もう絶対的な事実でございますして、教師たちが子どもたちの目線に立って、いろいろ手をかけてやれるということは、これは最大メリットでございますので、そこを最も武器として使っていかなければ、ただ人数が減っただけだということになってしまうと思えます。

また、先ほど数字がございましたけれども、実際はその年度の流れ、また、統廃合の行方とか、今後、この人数の試算というのは直前でなければ正確なところは出ないものであって、ということで、先ほど数字についてはまた精査してお話するような形がよろしいかと思います。

また、今までの議会の中でティームティーチングが、あるいは習熟度別授業とか、そういったものの効果も語られてきたということでございますが、教育というのは教えることは本当に伝統的な価値観を教えるわけでございますけれども、その教育方法というのは本当に日々、月々進化しているものでございまして、それぞれのさまざまな方法を模索しながらいい方向へということで、時にはそれを合わせて使ったり、いろいろなことを使って、今後も進化させていければと強く願っているところでございます。以上でございます。

(休 憩)

広瀬総務課長

申し訳ございません。先ほど私が説明させていただきました教職員の数につきまして説明不足の点がございましたので、改めて説明させていただきます。

国の新しい定数改善計画の中で自然減等を見込んで、完全に少人数学級が国の計画どおりに実施されれば、おおむね2万人程度の教員が必要だと言っているということがベースにございまして、県の規模ですとか、生徒数とか考えますとおおむね1%程度が山梨県では、これはあくまでも推測でございますが、そうすると、最大ふえておおむね200人程度なのかなということです。

実際、子どもの人数がどうなってくるのかとか、統廃合の進み具合だとか、それから国側の計画の中での、いわゆる教員の全体の数をどういうようにするのかとかは、これから当然決まってくる話でありますので、現時点で200人だという私の説明だと若干し過ぎでございますので、その辺は直前にならないと分からない要素がたくさんあるということで、説明させていただければと思っておりますのでよろしく申し上げます。

(インクルーシブ教育について)

木村委員

先ほど、仁ノ平委員から少人数学級の話が出ましたけど、私はやっぱり先生が生徒一人一人に目が届くということが、一番基本ではないかといつも思っていました。

そこでまず、インクルーシブ教育についてお伺いします。先月、フィンランドに教育制度について視察を行ってまいりましたけれども、一言で言えば、「フィンランドは本当に平等な国」の一言に尽きると思いました。その中で特に教育、人として平等ということですから、その個別な支援が必要な生徒に対して特別ニーズ教育というものが行われておりまして、インクルーシブ教育がしっかりと根づいていると。先生は確かに教室に1人なんですけど、支援という形で大変、支援員の方の充実には驚かされました。

そこで1点だけ、県教育委員会では、現在、特別支援教育振興審議会を開催し、その答申を受け、特別支援教育のプランを策定していくと、私どもこの前の代表質問でも答弁いただいていますけれども、県教委ではそのインクルーシブ教育についてどのように考えているのか。また、プランの中にインクルーシブ教育を具体的に実践していくための方策などが盛り込まれているのか、1点だけお伺いしておきたいと思えます。

秋山新しい学校づくり推進室長 木村委員のインクルーシブ教育についてでございますけれども、インクルーシブ教育につきましては、現在、障害者権利条約の批准に向け、政府の方でさまざまな検討をしております。その中で障害者制度改革推進本部というものをつくりまして、現在、基本的な方向を検討しています。

まず1点目としまして、障害にかかわらず、すべての子どもが原則、地域の小中学校に籍を置いて、親が希望すれば特別支援学校にも就学できるような仕組みにするという基本的な方向を出しておりますが、これに対しまして、文科省の方で中央教育審議会の初等中等教育部会に特別委員会をつくりまして、そういった方向性についても検討を今進めているところでございます。

その中でどういう議論が行われているかと申しますと、基本的にインクルーシブ教育の理念とそれに向かっていく方向性ということについては賛成だと。それから、さらにインクルーシブ教育は同じ場で学ぶということを追求するのですが、その一方で、特別な教育的ニーズがあるお子さんに対しては、それに的確に対応できる状況、多様な仕組みといたしまして、現在ある

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、そして特別支援学校といったものの連続性のある多様な学びの場を用意していくことが重要ではないかという議論がされております。

先ほど言いました基本的な方向の考え方につきましては、まず、現在は一定の就学基準に該当するお子さんは特別支援学校へ行くという仕組みなんですけど、そういう仕組みではなく、障害の状態ですとか、あるいは本人の教育的なニーズ、それから保護者、専門家の方の意見を総合的に勘案した上で就学先を決定する形にすることが妥当であるという形で検討が進んでおります。

そんな国の動向があるわけで、基本的には文科省も同じ考えなんですけど、現在進めている特別支援教育とインクルーシブ教育とは相反するものではなくて、特別支援教育の充実を図ることにより、インクルーシブ教育が目指すところの障害者が健常者と同じ社会の一員となる共生社会、そういったものの実現は図れると考えております。

今後も県といたしましては、制度改革等も考えられますので、文科省や国の動向を注視してまいります。現段階では、平成19年度にスタートした特別支援教育のより一層の充実を図る、そういった観点からプランを策定してまいりますと考えてございます。以上でございます。

木村委員

国の動向を見ながら、県でもそれに準じて特別支援教育の充実をしっかりとしていただきたいということで、よろしく願いいたします。

(射撃場整備について)

次に射撃場整備についてお伺いをしたいと思います。知事は今議会の所信表明におきまして、県立射撃場の移転整備について甲州市以外も検討すると、いとも簡単に変更をいたしましたけれども、土地を提供すると言いました甲州市との話し合いはどうなっているのか、まずお伺いします。

相原スポーツ健康課長

現在の状況といたしましては、検討委員会で検討を始めたというところでございます。甲州市の計画が全くななくなってしまって、新しいところを検討してということではございません。今の計画を踏まえた上で、幅広く検討をしていくということで、そのような今後の検討につきまして甲州市に御説明をし、御了解をいただいているというところでございます。以上でございます。

木村委員

じゃあ、土地を提供すると言った甲州市とそれ以外も含めて白紙の状態から検討していくと、そういうことでいいんですね。

相原スポーツ健康課長

決して白紙ということではなくて、これまで長い間検討してきた計画がございますので、それに加えて幾つか幅広い面、さまざまな角度から検討をしていくということでございますので、白紙に戻ったということでは決してないと。これまでの計画の上に、それを幅を広げて検討しているというところでございます。以上でございます。

木村委員

私の言った白紙というのは、ちょっと意味が違ったんですけども、それも含めて出発点が同じになるんですねと言った、それはそれでいいんですけど、既に誘致をしたいという地域が私の承知している範囲でも、例えば葦崎市の山麓だとか、それから南アルプス市の白根とかですね、いろいろと聞いていて、県などにもいろいろな情報が寄せられていると思うんですけども、そ

の場所についてお伺いできますか。

相原スポーツ健康課長 候補地に関しては、全くこれから検討するということをございまして、その検討がこれから始まるという段階でございます。

木村委員 私みたいなのところにも耳に入るぐらいですから、本当はきっと、かなりたくさん県の方には候補、自薦他薦はともかく行っているのではないかなと思いますけれども。候補地に関する情報は庁内の検討委員会で検討されると思いますけれども、そもそも射撃場の候補地としてどのような条件が必要であるのか。地積とか地形とか予算とかアクセスとか、いろいろなものがあると思うんですけれども、お伺いします。

相原スポーツ健康課長 今回、整備しようとしていますものは、日本クレイ射撃協会の公認というようなことを念頭に置いておりますが、面積とすると少し古いんですが、内閣府令が出ておりまして、18ヘクタールぐらいの面積が必要だということで、また、射撃をする向きとしては北から北東の向きをとということ、標高につきましては、やはり降雪、積雪、霧などの状況がございますので、ある程度の高さまで。それから、アクセスの問題や既存の道路からの進入路の問題。また民有地であればそういった土地所有者との関係のほか、保安林とか砂防指定の関係等々がございます。以上でございます。

木村委員 私はコスト削減の検討結果ということで、それが十分でなかったということが見直しの大きな理由だったと思うんです。まず、余りお金をかけない施設とすることも重要な課題と私は思うんですが、その点についていかがですか。

相原スポーツ健康課長 木村委員御指摘のとおり、事業費というのは本当に大きな要素でございます。これを何とか削減できないかということで年度の初めから検討してまいったところですが、計画の規模として20億を下回るころまで削減ができなかったということでございまして、蕪崎市から候補地をかえるときに、従来の事業費の半分程度ということをお願いしてきたところでございます。そういったことを1つは念頭に置いて、さらに規模ですとか、事業化をされる適地がないのか、そういった点で今後検討していくわけですが、何とか事業費をできるだけ低く抑えられないかということに重点を置いて検討を進めていく必要があると考えております。以上でございます。

木村委員 最後になりますけれども、射撃場整備の方向性を含め、候補地の選定はいつ、どのように行われるのかお伺いをしたいと思います。

相原スポーツ健康課長 今回の検討は大まかに申し上げますと、規模の問題、甲州市以外の適地の検討、射撃場整備にかわる有効な方策はないかというようなこと、それから事業費等々を検討しておるわけでございます。まだ整備をしていくという方向がこの段階で決まっているわけではございません。今申し上げたような点を幅広く検討していくということでございます。知事が所信表明でも申し上げたとおり、検討委員会の検討は1年程度を目安として、取りまとめ、その後の方向性が出ていくということをご承知しております。以上でございます。

木村委員

分かりました。いろいろここまで紆余曲折があってきたわけですから、県民の納得のいくような方法でしっかりといい施設ができ上がるように、それからやっぱり甲州市の方にもきちっとした形をして、手を挙げたところといろいろあると思いますけれども、県として、きちんとした対応でいい施設に向かっていくように要望して終わりたいと思います。以上です。

(病弱特別支援学校の高等部教育について)

保延委員

この間、一般質問の中で、病弱の特別支援学校の高等部新設の件で質問いたしましたが、特に富士見支援学校の旭分校には高等部がなくて、本会議の質問の関連になりますけれども、心に病を抱えた子どもたちが今、現状ふえているということで、富士見支援学校旭分校に通う子どもたちの病気の状況はどういうふうになっているかお聞かせください。

秋山新しい学校づくり推進室長

富士見支援学校に通う子どもの病気の状況ということでございますが、まず中央病院にある本校の21年度の状況ですが、在籍が全部で51人いまして、そのうち、心に病といいますか、心身症が21人、それからあとは消化器系の疾患が17人、脳神経疾患が5人、筋骨格系疾患が4人、腎臓疾患が3人というような形になります。

それから、北病院にあります旭分校の方は北病院に加療中の児童生徒が通っておりますので、全員が心身症ということで、昨年度は16人、全部で在籍いたしました。症状としましては、適応障害とか摂食障害、不安障害、発達障害など多様な症状でございます。以上でございます。

保延委員

やっぱり心の病気を持つ子どもが多くいるということで、特に旭分校では全員がそうです。また、富士見支援学校も半数以上がこういった心の病を持っていると。特にこういった子どもたちはそういった回復に大変時間がかかるというような状況だと思います。中学校まではそこでいられるわけですが、卒業していくと、そういった進学をするところはないので、ぜひとも高等部の新設をお願いしたいと思っています。

それで、今、全国では病弱の子ども、特に心の病を持っている子どもを対象とした支援学校の高等部の設置状況、本会議でもお聞かせいただきましたけど、特に山梨県のほかにあと1校というようなことでありますので、その辺を詳しくどういう状況であるか。

秋山新しい学校づくり推進室長

私ども調査をいたしまして、県立の特別支援学校についてですが、全国で病弱の特別支援学校がすべての都道府県に89校設置されています。そのうち高等部が設置されているのが44都道府県に63校です。ただ、病弱と言いましても、いろいろな症状で病気の内容によって違うのですが、そのうち御質問の心の病、心因性の疾患、そういった生徒さんを受け入れている高等部は33都県の41校ということでございました。以上でございます。

保延委員

そうすると、他の都道府県では1県でも1校だけでなく2校以上のそういった学校があるという現状ということですね。その中で本会議の答弁で教育長からも答弁をいただいたわけですが、今、特別支援教育振興審議会の答申を踏まえてプランを策定する中で検討していくということですが、その審議会で病弱の特別支援学校についての議論はどういった議論がなさ

れておるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

秋山新しい学校づくり推進室長 現在、特別支援教育振興審議会におきまして特別支援学校、それから、特別支援教育全体について審議いただいておりますけれども、その中で特に病弱の支援学校につきましては、まず、病弱の支援学校としてのセンター的機能の拡充ですとか、それから、今、御質問の高等部段階での教育の保障について議論が行われておりまして、現在答申を取りまとめている段階です。

その中で今後の方向性といたしまして、まず、1点目としては特別支援学校、あるいは院内学級のない、そういった病院に入院中の児童生徒、それから長期の自宅療養中の児童生徒、そういった児童生徒に対してサポート学習、そういうものを実施できないか、そういうことを検討する。それから、もう1点としまして、中学部修了までに病状が回復しない児童生徒に対しては、高等部段階での教育を保障するために引き続き、そういった生徒さんの実態調査を行って、高等部教育の実施方策について検討していかなければならない、そのような方向性が今のところ検討されています。以上でございます。

保延委員

いずれにしても、山梨県でそういった高等部がないということで、山梨県よりももっと小さい県でもそういった高等部が設置をされているということですので、山梨県も他県へ入学したりするなど、大分そういったニーズがあると思います。別に新しく土地を求めて新設で新しくつくるということは資金的にも大変なことでありますので、例えば今の旭分校とかに増設をして高等部の設置を考えていただきたいと思います。

また、審議会の結果が出ます。その後の県としての進め方とか、そういったこともちょっと参考のためにお聞かせをいただきたいと思います。

秋山新しい学校づくり推進室長 審議会からは明年2月、答申をいただく予定となっております。その後、プランを策定してまいります。その中で御質問の高等部教育の実施方策についても検討していくことになると思いますが、いろいろ課題がございます。教育環境、新たな施設の整備とか、それから教員等の配置とか、入学の資格要件、選抜方法をどうするのか、教育課程の編成をどうやっていくのか、また、転学、編入学、そういった扱いをどうするのかなどの課題もございます。

このような課題の検討と、新たに高等部を設置するという以外に、現状に高等部が設置されている特別支援学校が既にごございますので、既存の特別支援学校に病弱の高等部を併設する方法についても、可能性を検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

保延委員

それはいろいろ課題や問題もあると思いますが、いずれにしても、先ほど何回も言っていますが、山梨県にそういった受け皿がないということですので、ぜひ教育長、その辺を早急に実現ができるように努力をしていただきたいと思います。ちょっと御答弁をいただきたいと思います。

松土教育長

本会議の方におきまして、また本委員会におきまして保延委員の方から御指摘いただいたことは大変重要なこととございまして、その背景となるデータを審議会の方に確かに提示をいたしまして、審議会の方で審議をいただいているところでございます。答申が出てくるわけですが、私どもプランを策定するとき、またその結果を可能な限り重んじてプランをつくっていき

いと思います。

しかしながら、1点だけ配慮したいなと思う点がございまして、大人の理屈で一つの形をつくっていくことは財政さえあればできるわけですが、私自身がもしも内臓に重い病気を持っていて、自分の教育機会はどうかと考える。あるいは旭分校のように100%、摂食障害であるとか、その他の心因性の病気の子どもだった場合、自分の教育はどうなるかと考えると、ぜひとも欲しいと思うわけであります。子どもでございまして、できるものなら、ほかの健常の子どもたちと同じところで、先ほどの木村委員からのお話にあるように、インクルーシブな教育を受けて、そしてほかの健常の子どもたちと一緒に青春を過ごしたいと思う子どもたちも、また、そう子どもにさせたいと思う親もきっといるはずでありましようと思いますので、その辺にも配慮しながら、本当に社会において支援の手を差し伸べられる体制づくりということに努力してまいりたいと思います。以上でございます。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・ 継続審査案件調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、常任委員会活動充実の取り組みとして、平成22年12月21日（火）午前10時30分から第4委員会室において、新県立図書館の整備について執行部から事情聴取を行うこととされた。
- ・ 11月20日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる意見交換会については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以 上

教育厚生委員長 山下 政樹